交野市木造住宅 耐震改修・耐震シェルター設置 補助金

交付申請手続きの流れ

補助金の申請から補助金受取りまでの流れについては、下記をご参照ください。

1. 交野市木造住宅耐震改修補助金事前協議書(様式第1号)の提出(正・副2部)

申請者

- ・事前に補助対象の有無や耐震設計案等を確認します(協議書提出から1か月程度)
- ・「6.交野市木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第 13 号)の提出」の期限が翌 2 月末ですので、工事完了までの期間に余裕を持ってご提出ください。

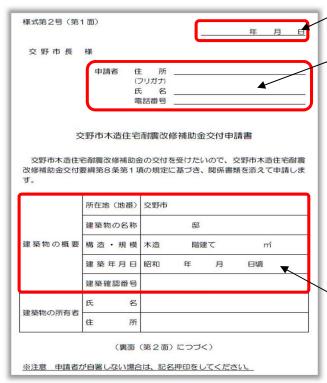
事前協議に必要な書類	
□ 父野中不足住宅間晨以修補助金爭則協議官 □ 住民票【原本】	
(申請者分:3か月以内に発行されたもので、個人番号の記載の無いもの)	こちらの
□ 課税証明書【原本】	
(申請者分:直近のもので所得が確認でき、	書類は
<u>扶養親族等の控除</u> がすべて記載されているもの) □ 完納証明書【原本】	
(申請者分:直近のもの)	1部
(※交野市外に在住の方が申請される場合、お住まいの市町村の完納証明書に加え、	
交野市の完納証明書も必要となります。ご注意ください。)	ご用意
□ <u>土地</u> 及び <u>建物</u> の登記事項証明書【原本】(3 か月以内に発行されたもの) □ 委任状(申請手続き等を依頼する場合)	
□ 日意書(建築物や土地の所有者が複数ある場合等)	ください
□ 上記のほか、市が必要とする書類	
□ 見積明細書の写し(工事または耐震シェルター設置工事)(社印が必要)	
□ 耐震改修技術者であることを証する書類の写し	
□ 建物現況図(申請地の位置がわかる地図、配置図、平面図、 <u>基礎伏図</u> 等)	
※ 敷地・隣地境界、面積(敷地・建築・容積率・建ペい率)、増築等がある場合も図示 「床面積算定にかかる資料 ※床面積や必要耐力を算出する際の床面積が確認できるもの。	
バルコニーや玄関ポーチがある場合、その取扱いが分かるもの。	こちらの
□ 改修前の現況写真 ※ 外観 (屋根や壁の種類、戸袋や下屋、窓の位置)、 内観 (各部屋の	
(カラー写真) 壁仕様が分かるもの、開口部の種類、垂れ壁や欄間・天袋の有無)、	書類は
<u>屋根裏・天井・床下</u> (壁の達している高さ、火打ちの有無、基礎の種類と状態)、 劣化部分 (老朽度の診断内容)が分かるもの	
□ 耐震診断報告書	2部
□ 耐震改修計画書案(金物 N 値算定資料等含む)	(2 Up
① 改修平面図 ※補強部位(補強方法、各所金物及び筋交い等の取付け位置や種類)	ご用意
を図示してください。	
※診断ソフトで出力されるものとは別に作成し、上記内容等を	ください
記載ください。	
② 補強箇所詳細図 ※補強箇所ごとに、仕様や施工方法がわかるもの。	
③ 基礎伏図 ※種類の混在の有無、床下換気口や人通口、ひび割れを図示。	
補修部分や補修方法が分かるように記載。	
<u>④工事工程表</u>	
⑤部材・金物の仕様書や認定書、パンフレット	
□ 効果判定書(耐震シェルター設置工事の場合は、その性能が確認できる書類)	

2. 交野市木造住宅耐震改修補助金交付申請書/誓約書

申請者

- ・申請書の記入方法については下記をご参照ください。
- ・代理受領制度を利用予定の方は、代理受領予定届出書(様式第3号)を 提出してください。

補助金交付申請書【様式第2号(第1面)】の記入例



・申請日を記入してください。

- ・※1) <u>申請者は原則、建物の所有者を記入してください。</u> 相続等で申請者と所有者が異なる場合は、申請者 が所有者であることを証明できる書類の提出が必 要です。
- ※2) <u>令和 4 年度より要綱が改正され、申請者が自署</u> する場合、押印は必要ありません。

申請者が自署できない場合、記名押印をしてください。申請書に記名押印をした場合、申請以後の一連の手続き(着手届や完了報告書等)に使う印鑑はすべて同じものを使用してください。

、<u>建築確認申請書や登記事項証明書等で</u> 確認し、記入してください。

申請に必要な書類

- □ 補助金交付申請書(様式第2号第1面)
- □ 補助金交付に関する誓約書(様式第2号第2面)
- □ 交野市木造住宅耐震改修補助金代理受領予定届出書(様式第3号) (代理受領制度を利用する場合)
- □ 上記のほか、市が必要とする書類

こちらの書類は

1部

ご用意ください

3. 交野市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知

交野市

- ・内容審査の上、補助金交付決定を通知します(申請から1~2週間程度)。
 - なお、この通知があるまでは契約や耐震改修工事等を事前に行わないでください。 (交付決定前に契約・工事着工されますと、補助金が受け取れなくなります。 ご注意ください)。

4. 交野市木造住宅耐震改修工事着手届(様式第6号)により届け出

申請者

・交付決定通知書(様式第4号)が届きましたら、**受け取った日から30日以内**に耐震 改修工事等に着手し、耐震改修工事着手届(様式第6号)に契約書の写しを添付し提 出してください。耐震改修工事等の実施日は耐震改修技術者と調整してください。

5. 交野市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書(様式第11号)の提出

申請者

・耐震改修工事中に府および市の担当者が中間検査を行います。 中間検査実施日は耐震改修技術者と調整します。

6. 交野市木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第13号)の提出

申請者

- ・提出期限は翌2月末までです。提出期限までに完了報告書を提出できない場合、交付決定 されていても、補助金を交付できません。ご注意ください。
- ・工事を終えましたら、耐震改修工事完了報告書に次の書類を添付し提出してください。
 - □ 交野市木造住宅耐震改修工事監理報告書(様式第12号(第1面)及び(第2面))
 - □ 耐震改修等工事費用に係る領収書の写し(代理受領利用時を除く。)
 - □ 耐震改修等工事費用に係る明細書(請求書)の写し
 - □ 耐震改修等工事工程写真および完了写真
 - □ 耐震改修等工事費用に係る明細書に記載された請求金額から補助額を差し引いた 額の領収書(代理受領利用時に限る。)
 - □ 交野市木造住宅耐震改修補助金の代理受領に係る委任状(様式第 14 号) (代理受領利用時に限る。)
 - □ その他、市が必要とする書類

7. 交野市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書(様式第15号)により通知

交野市

- ・内容確認の上、補助金の確定額を通知し、補助金の請求書を送付します。
- ・代理受領制度を活用される場合は、通知書の写しと補助金の請求書を代理受領事業者に 送付します。

8. 交野市木造住宅耐震改修補助金交付請求書(様式第16号)を提出



- ・補助金交付請求書に振り込み希望口座を記入し、交野市都市まちづくり課へご提出ください。
- ・振込口座は原則、補助金申請者(代理受領制度活用の場合は、代理受領事業者)名義 の口座としてください。

9. 補助金の振り込み



・補助金交付請求書(様式第16号)をご提出いただきますと、概ね1か月後にご指定の金融機関の口座に補助金をお振込みいたします。

代理受領制度を活用された場合の注意事項について

代理受領事業者は交野市から補助金が振り込まれたら、補助金額と同じ額の領収書を申請者に発行してください。また、その領収書の写しを交野市へ提出してください。補助金額と同じ額の領収書の写しを交野市に提出することで、代理受領制度を活用した補助金に係る手続きは完了します。手続きが完了できない場合、補助の取消しや補助金の返還が必要となる場合がありますので、必ず補助金額と同じ額の領収書の写しを交野市へご提出ください。

※詳しくは 交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課(072-892-0121) にお問い合わせください。